

◆子ども・子育て関連法案

子ども・子育て関連 3法案が可決・成立 参議院において 19項目の附帯決議 私立幼稚園に大きな配慮

国会終盤の8月10日、社会保障と税の一体改革関連法案が、参議院特別委員会における可決を経て、参議院本会議で採決が行なわれ、民主・自民・公明3党などの賛成多数で可決・成立しました。これにより、子ども・子育て関連法案も成立し、今後、政省令の整備、財政措置の詳細の検討等の段階へと進む見通しです。

全日私幼連では、香川会長を先頭に関係方面に対する懸命な折衝を連日にわたって続けてきました。その結果、情報特急便、私幼時報等すでにお知らせしている通り、政府案に対する衆議院での大幅な修正案が参議院で審議され、参議院の採決にあたって、19項目の附帯決議が議決されました。

特に、この附帯決議の内容は、全日私幼連が訴え続けてきた重要な課題にかかるものが多く含まれています。◇施設型給付等については、幼保の公平性・整合性の確保を図るとともに、固定経費等に配慮し、定員規模や地域の状況など施設の状況を反映し得る機関補助的な要素を加味する◇地方公共団体が行う需要把握や認可・認定について、国として指針や基準を明確に示し、地方公共団体の運用の適性を確保する◇新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し向上させるものとする◇新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化と支援◇幼児期の特別支援教育の充実◇安心こど

も基金の期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、現行の幼稚園型認定こども園の認可外部分に安心こども基金が十分活用できるよう留意◇幼児教育・保育の無償化について検討を加え、当面、幼児教育にかかる利用者負担の軽減に努める◇施設型給付等の利用者負担は、幼保の整合性の確保に十分配慮する◇施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努める◇財源については、今後の各年度の予算編成において最大限の努力をする◇ワーク・ライフ・バランスの観点から国民の働き方の見直しを行う——ことなどの趣旨が盛り込まれました。詳しくは、添付の附帯決議をご覧ください。

参議院における附帯決議は、今後も続く厳しい財政状況の中でも、政府がしっかりとした取り組みを行うことを強く求めたものであり、かねてから強力に主張してきた幼児教育の充実・向上の重要性が、より一層明確にされたものとなりました。

全日私幼連では、今後も引き続き、政省令の検討、財政支援の詳細の検討や予算編成に至るまで、皆様のご協力をいただきながら、私立幼稚園が一丸となってあたっていかすことを願ってやみません。なお、今後の動向につきましては、引き続き、情報特急便や会議等でいち早くお知らせできるよう努めてまいります。

[本号は、附帯決議を含めて6枚]

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（案）

平成二十四年八月十日

参議院社会保障と税の一体
改革に関する特別委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧を検討すること。

二、施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。

三、施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。

四、施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心子ども基金からの施設整備補助（新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。）の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

五、保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。

六、大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定子ども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。

八、新たな幼保連携型認定子ども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。

九、現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。

十、特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。

十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。

十二、新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

十三、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

十四、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今

回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

十六、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。

十七、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

十八、妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

十九、ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。